

四街道市新庁舎広告付き番号案内システム設置等業務  
企画提案書等作成要領

四街道市

総務部窓口サービス課

1 企画提案書作成について

四街道市新庁舎広告付き番号案内システム設置等業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領という」）に基づき、以下のとおり作成すること。

(1) 企画提案書の書式

A4横書き表示とし、ページ番号を付番すること。  
用紙方向は、原則として縦長とする。ただし、表など一部分において横長のページを使用する場合は、用紙上部を左側として綴ること。

(2) 提出書類の制限

企画提案書は、別に添付するカタログ・パンフレット等を除き、20ページ以内の構成とすること。また、用紙左側（綴る側）には25mm以上の余白を設けることとし、原則として文字サイズは11ポイント以上を使用すること。

(3) 提出書類の構成

提出書類は以下の構成に従い、方針・手法・効果等について詳細に記載した提案書を作成し、各項目に見出しを付けること。また、別添資料として、カタログ・パンフレット等の資料を併せて提出することも可とする。

ア) 基本事項

1. 会社概要

実施要領様式 2「会社概要」を記載すること。

2. 本事業の提案概要

提案全般の総括（本事業に対する事業者のコンセプト）を記載すること。

イ) 提案内容

項 目	内 容
1 業務体制 ※1	配置予定技術者の事業実績
	実施組織・人員等、事業の継続実施体制
2 業務実績 ※2	地方公共団体における同種業務の導入実績
3 セキュリティ対策	個人情報保護方針、管理体制
4 企画提案内容	テーマ1 システムの機能及びデザイン、操作性等
	①設置機器の機能や台数等の仕様書記載内容 ※3
	②画面サイズ、レイアウト、デザイン等
	③メンテナンス等の利便性
	④機器設置における安全対策
	⑤窓口業務の効率化、マニュアル、研修等の内容
	テーマ2 行政情報の政策、広告事業の手法等 ※4
	①市職員の負担軽減につながる行政情報の制作体制
	②広告募集手順及び事業者内部の審査体制
	テーマ3 業務の実施方針、サポート体制について
	①契約後の準備スケジュール
	②故障、障害等の緊急時対応
	③問い合わせ体制
	④システム維持管理
	⑤レイアウト等の変更が生じた際の対応
5 独自性のある提案 ※5	市民サービスの向上につながる独自の工夫や特徴ある提案

#### ※1 業務体制

業務体制を以下のポイントについて記載すること。

- ① 機器設置に向けた本市との相談体制
- ② 機器設置時の業務遂行体制（配置予定技術者については、地方公共団体等で請け負った実績を5件程度併せて記入すること）及び職員に対する操作研修
- ③ 設置後、発券機のロール紙などの消耗品等の連絡方法や機器故障時の緊急対応及び機器操作方法におけるコールセンターなどがあれば記載

#### ※2 業務実績

実施要領様式3「広告付き番号案内システム設置等業務導入実績一覧表」を記載すること。

実績の証明については、以下を参考として「別紙」として添付すること。

- ・ 契約書の写し、または協定書の写しを提出する場合は、契約書等の表面（契約者や協定締結者を証明できる部分）及び仕様書等（業務内容や設置機器等のわかる部分）のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要。
- ・ 現在、他地方公共団体で設置等業務を行っている事業の記載も可。
- ・ 詳細は本要領「2 四街道市新庁舎広告付き番号案内システム設置等業務導入実績一覧表の記載方法」を参照すること。

#### ※3 機器詳細

機器の性能、設置台数、配置、運用等について記載すること。

#### ※4 広告関連

広告募集方法や広告モニターへの掲載方法、さらに行政情報を掲載する際の条件や考え方を記載すること。

#### ※5 独自性のある提案

当市で示す仕様以外とは別に、その他、市にとってより有意義となる提案や事業者が提供するサービス（独自提案）があれば、具体的にその内容を記載すること。

## 2 四街道市新庁舎広告付き番号案内システム設置等業務導入実績一覧表の記載方法

広告付き番号案内システムの導入実績（仕様書と同規模以上のもの）を記入すること。なお、10件以上ある場合は、直近で請け負った分から順に記入すること。

### (1) 地方公共団体名

設置した地方公共団体の団体名称を記入すること。

### (2) 契約方法

当該地方公共団体との契約方法について表示される選択肢（一般競争入札・指名競争入札・随意契約・公募型プロポーザル）から該当する方法を選択し、記入すること。

### (3) 委託開始年月及び期間

当該業務を請け負った委託開始年月及び期間を記入すること。

### (4) 機器数等

当該地方公共団体に設置した番号発券機、番号表示機、端末操作機、モニターの台数等機器の詳細を記入すること。

## 3 四街道市新庁舎広告付き番号案内システム設置等業務に関する留意事項

### 契約等の構成

本業務は、実施要領1の(7)に記載したとおり、①導入費用に示す予算限度額以内で、契約者が提案した金額により、新庁舎に番号案内システムを構築、導入する業務を委託するもの。このため、導入後、本業務により導入した機器の所有権は市に帰属するとともに、市は番号案内システムの使用権を有するものとする。（見積額0円による提案があった場合はこの限りではない。また、維持管理に係る費用等において、光熱水費と使用料が発生する点に留意すること。）

番号案内システム導入時に、契約者所有の広告モニターを設置し、このモニターによる広告収入を原資に、番号案内システム及び広告モニターの安定した稼働に必要な維持管理の費用に充てることとする。このため、導入に関する業務委託契約書締結後、保守開始前までに、別に表示した協定書を締結すること。